

発議第1号

議第1号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算(第9号)に対する付帯決議について

標記の議案を別紙のとおり、遊佐町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年1月14日

遊佐町議会

議長 高橋冠治 殿

提出者 遊佐町議会議員 遊佐亮太

賛成者 遊佐町議会議員 馬飼井江美子

同 伊原ひとみ

同 佐藤俊太郎

同 那須正幸

同 今野博義

(別紙)

議第 1 号 令和 6 年度遊佐町一般会計補正予算に対する付帯決議について

本議案を審査した結果、執行に当たって次の意見を付すので、真摯にかつ確実に、所要の対応をされるよう求める。

1. キャッシュレス決済緊急経済支援事業

本事業は、コロナ禍の令和 3 年 8 月に「キャッシュレス決済導入促進事業」という名称で第 1 回目の事業を行い、以後計 6 回に渡って同様な形で事業が実施されてきた。町民や事業者に多大なる恩恵があったことは認めるところではあるが、キャッシュレス決済を使用出来ない町民は恩恵を受けられず、使える商店が限られていることから一部の事業者に恩恵が集中してしまい、不公平な面があることは否めない。また、過去 6 回の実施月にどの程度の効果があったのかの詳細な調査もなされていない。

昨年 1 2 月の第 576 回定例会において、ほぼ同じ内容で本年 2 月実施の形で執行部から提案があったが、本件に関する予算を削除した形で議案は可決となった。その際に、プレミアム商品券の発行なども含めた遊佐町民全て、地域全体へ恩恵がしみこむような施策を検討すべきという話も出たが、なんら検討されている様子が見受けられない。

本事業に関する国の交付金である物価高騰対応重点地方創生臨時交付金の資料によれば、推奨事業メニューとして、灯油使用世帯への給付や水道料金の減免、省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援、農林水産業における物価高騰対策支援、地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援等も記載されており、これらの組み合わせから当町をさらに発展させるようなことも検討出来たのではないかな。

これらを踏まえ、議会としては以下の対応を求める

記

1. 本事業の実施がどの程度の効果をもたらしたかについて、客観的かつ具体的なデータを用いて調査・分析し、その結果を報告すること。
2. 他に想定される経済支援策や代替施策の比較検討を経て、本事業の成果と課題を明確にし、町民・事業者に公平に恩恵が行き渡るよう、今後の政策立案へ活用すること。

以上、決議する。

令和 7 年 1 月 1 4 日

遊 佐 町 議 会